

総務産業常任委員会記録

日 時 令和7年2月19日（水曜日）13時30分～16時15分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長
伊藤総務課長、木村総務課長補佐、宇野職員係長、道端電算管理係長
飯作地域振興課長、山田政策推進係長

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、村上議員

事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、総務産業常任委員会の調査を行いたいと思います。

まず最初に、総務課より地方公共団体情報システムの標準化・共通化等について、職員の給与及び旅費の改正等についてを行いたいと思います。まず最初、地方公共団体の情報システムのほうを説明していただいた後、質疑を行って、その後職員の給与及び旅費の改正等について説明していただいた後、質疑に移りたいと思います。

それでは、お願いいたします。

1 地方公共団体情報システムの標準化・共通化等について

説明員 総務課 伊藤課長、木村課長補佐、道端係長

伊藤総務課長 13:30～13:33

大変お忙しい中、総務産業常任委員会のほうを開催していただきまして、ありがとうございます。本日は、閉会中の継続調査事項ということで、地方公共団体情報システムの標準化・共通化等についてのほか、職員の給与及び旅費の改正等についてということで議件としていただいております。各議件の詳しい説明につきましては、この後担当等より行わせていただきますが、まず私のほうから簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず、地方公共団体情報システムの標準化・共通化等についてということですが、これは住民基本台帳などの行政システムに関するものであります。本町のシステムにつきましては、留萌管内7町村で構成する留萌地域電算共同化推進協議会により共同運用を行っているところでありますが、この行政システムについて国の示す仕様に準拠

したシステムへ移行しなければならず、電算協議会の共同事業ということで令和4年度から取り組んで令和7年度中の完了に向けて進めているというものであります。

次に、職員の給与及び旅費の改正等のうち給与の改正等ではありますが、大きくは離島の勤務職員に係る特勤手当の見直しということではありますが、その他といたしまして令和6年の人事院勧告等に準じた改正につきましてもこのような機会をいただいておりますことから、併せてご説明させていただくというものであります。また、旅費の改正につきましても、国の旅費制度の見直しに準じまして本町においても見直すというものであります。旅費制度につきましても、給与ほど国に準拠する必要性というものは高くないのですけれども、制度の見直しに係る趣旨にのっとりまして改正をしたいというものであります。

いずれの議件につきましても新年度に係るものといたしまして3月定例会のほうに条例改正案と、あと令和7年度予算案ということで上程させていただくというものでありますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、内容につきまして議件ごとにご説明のほうをさせていただきます。

木村総務課長補佐 13:33～13:46

それでは、私のほうから地方公共団体情報システムの標準化・共通化等についてA3の3枚組の資料に沿って説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、1番、地方情報システム標準化の概要としまして、まずこれまでの取組と現状ということで、下に標準化前の図を載せているのですけれども、現在地方公共団体ごとに住民サービスや行政の事務に使用する情報システム、これは自分のところの町に合ったカスタマイズ等によって各自治体によってそれを整備しております。それによって維持管理や制度改正時の改修等において地方公共団体は個別にその対応をしている状況で、その負担は大きく、また他の地方公共団体と情報システムの内容の差があることでその調整が必要となっております。それによってデータ連携等、クラウド利用をすることに関して円滑に進んでいないというような状況になっております。

当町の現状としましては、(2)番ということで、先ほど冒頭伊藤総務課長のほうからも説明をしましたが、当町につきましては留萌地域電算共同化推進協議会、ここではR7というふうに呼ばさせていただきますが、このR7に羽幌町も加入しております。これについては、留萌市を除いた7町村がこの団体に加盟しておりまして、その中で現在電算の一部のシステムを除き、この構成町村で電算システムの共同利用をしております。それによって各構成町村それぞれ自庁舎にはサーバー等、そういうものを置かず、提供する業者のほうで構築しているデータセンターとオンラインでつないで運用管理をシス

テムにおいて行っております。その図が下のほうの図となっております。

標準化準拠システムへの移行としまして、(3) 番になります。国は、今言ったような状況を踏まえまして地方公共団体に対して標準化対象事務について標準化基準に適合した情報システム、標準準拠システムの利用を義務づける地方公共団体情報システム標準化に関する法律というものを整備いたしました。この標準化対象事務につきましては20業務となっており、福祉、税、医療保険など住民サービスに関連のある業務の情報システムがその対象となっております。具体的な業務につきましては、中段、四角に囲まれた中に20業務載せております。そこにも書かれているとおり、先ほど言いました住民基本台帳ですとか、子供の、あと税金のほう、あと各医療保険等々がこの20業務に含まれ、この標準準拠システムと呼ばれるシステムへの移行を国のほうでは法律に基づいてやっていくということで地方公共団体のほうに通達されております。なお、この標準準拠システムへの移行については、一部例外を除き、原則令和7年度、2025年度までに円滑、安全に移行を目指すことと標準化基本方針、これは閣議決定されております、においてその期限が設定されております。この一部例外というのは、そこに米印で例外を書いているのですけれども、以下の理由により令和8年度以降でないとシステムの移行ができないということが具体化したシステムを特定移行支援システムというような位置づけをされ、その移行期限が最長5年延長されるということになっております。これにつきましては、令和6年10月末現在で全国で402団体2,165システムがこの特定移行支援システムと位置づけられております。なお、当町におきましては、以下のアからエの理由に該当にならないため、令和7年度末までの移行を目指して現在進めているところであります。

この移行に関して目標と成果イメージとしましては、国は標準化の取組により人的、財政的な負担の軽減を図り、地方公共団体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためにデジタル化の基盤の構築を目指しております。

続きまして、2ページに行きます。2番、国が主体となって整備するクラウドサービス、これをガバメントクラウドといいます。この利用についてご説明いたします。従来行政機関は、先ほど申し上げましたとおり独自に業務システムの開発や保守運用を行っております。提供するサービスの利便性や柔軟性、安全性、スピードに各自治体によってばらつきがあるような状況があります。そのため、国が主体となりまして利便性の高いサービスをスピーディーに提供するために国や地方公共団体等で共通のクラウドサービスを利用する環境、この環境のことをガバメントクラウドといいます。これを整えて迅速、柔軟で情報セキュリティが維持されたシステム、費用対効果の高い情報システ

ムの構築を進め、国、地方公共団体等のクラウドサービスの利用を促進することとなりました。クラウドサービスを提供するベンダー、ベンダーというのはシステムの業者です、は以下の図のとおり国が選定した5つのベンダーとなっております。下の図のほうにガバメントクラウドと書かれたAWS、グーグルクラウド、アジュール、オラクル、さくらインターネット、この5つのクラウドを運営する業者のほうを国が選定しまして、そのクラウドの中に各自治体のシステムを構築するというような流れになっておりまして、このガバメントクラウド上に構築できるシステムにつきましては先ほど1番で説明しました標準準拠システム及びその関連システムとなっております。

続きまして、3番になります。令和7年度予算要求の内容としまして、以下のとおり（1）番、経常費、（2）番、臨時費、（3）番、臨時費の財源内訳ということで資料のほうに載せております。経常費につきましては、合計で1,260万6,000円、臨時費につきましては1億793万6,000円となっております。内容については、以下のとおりとなっておりますが、ちょっと小さいのですけれども、2. 1. 1と書いてある部分につきましては2款総務費、1項総務管理費、2. 3. 1となっておりますのは2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、3. 1. 1は3款民生費、1項社会福祉費となっております。なお、戸籍住民基本台帳費は町民課の予算に計上されておりまして、3款民生費につきましては福祉課の予算に計上しております。この民生費の部分につきましては、繰出金という形で国保特別会計へ繰り出しを行い、システムの改修等に係る部分については国保特別会計の歳出予算の計上となっております。今回のシステム改修、標準準拠システムへの移行に係る部分の費用につきましては、臨時費がその対象の経費となりまして、臨時費の財源につきましては7,837万7,000円がデジタル基盤改革支援補助金の対象となっております。内訳は、以下のとおりとなっており、それぞれシステム移行支援業務負担分、後期高齢者情報データ移行準備負担金分ということで、上の（2）番の④のアとかイとかのところがその財源ということでの明記をそこにさせていただきました。その合計が7,837万7,000円となっております。今言いましたデジタル基盤改革支援補助金分を除いた2,955万9,000円が一般財源ということになります。

その下にデジタル基盤改革支援補助金の説明をちょっと載せているのですが、このデジタル基盤改革支援補助金につきましては先ほど言いました標準準拠システム、地方公共団体がそのシステムの構築、移行に向けて進めるに当たってその経費の部分がこの補助金の対象となるということになっておりまして、ただその条件としまして先ほど申し上げましたガバメントクラウドにおいてその環境を構築するということが条件となっております。このガバメントクラウドで構築するということの条件の下に、その中に先ほど言いました標準準拠システムを構築するということに係る費用をデジタル基盤

改革支援補助金がその財源として充当される形になります。

3 ページ目に移らせていただきます。4 番、標準化準拠システム移行後の令和 8 年度以降の費用につきましてご説明申し上げます。令和 8 年度以降の標準準拠システムのアプリケーションの利用料の内訳をそこにシステム名等々載せております。合計で年額約 5,400 万円、1 か月当たり約 450 万を見込んでおります。また、標準準拠システム、先ほど申しあげましたガバメントクラウドを利用するということで、この利用料につきまして年額約 750 万、1 か月当たりにしまして約 63 万円を見込んでおります。今までと今後の利用料の比較としては、現行のシステムの利用料が概算で約 1,700 万に対し、先ほど申しあげました標準準拠システムの利用料、ガバメントクラウド利用料合わせて年額で約 6,100 万円となっております。本稼働後の標準準拠システムの運用経費に関する財源の措置につきまして、先ほど申しあげました移行、構築に関する経費につきましてはデジタル基盤改革支援補助金とその財源となりましたが、運用経費についてはその対象とならないことになっております。この対象とならない運用経費の部分について、国ではこの運用経費及び今回標準化対応することの移行に伴いシステムの運用経費の増加分について地方交付税措置を講じるということでの予定となっておりますが、詳細につきましては現在のところその部分はまだ不明となっております。

先ほどの標準準拠システムのアプリケーションの利用料の中で各システムの中身、あと利用料、1 か月の利用料載せているのですが、ここの中で国民健康保険のところが国保連号会となっているのですが、この連号会の号という字が 1 号、2 号の号になっていて、合うという字が正しいことになっておりまして、そこ一部訂正をお願いいたします。アプリの利用料 1 か月分というのがここはまだ記載がされていないのですが、この部分については国保連合会のほうからまだ詳細の部分が示されていないため空欄とさせております。なので、この利用料につきましてはその部分も今後プラスになる予定となっております、現在のこの数値につきましてはあくまでも概算値となっております。内容につきましては、今後変更あり得るということをあらかじめご了承ください。

以上で地方公共団体情報システムの標準化・共通化等に係る説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

小寺委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。新しい用語等も入って分からない点等は、質疑の中で聞いていただければなというふうに存じます。質疑はございませんか。

逢坂委員 標準準拠システムに移行ということで令和7年度目指している状況ですが、20業務あるのですが、この中で例えばいろんな業務の中でこの工事というか、このシステムに移行するに当たって差し支える、滞る部分とか、町民に不便をかけるというような内容ではないということで、そういう理解でよろしいのか、まずこういうシステム移行進めるに当たって。

伊藤課長 町民の方に何か不便ということは、基本的にはないのかなと思います。どちらかという、全国の市町村が標準化準拠システムのほうに移行することによって今までデータ連携ができなかった部分というところら辺でそれぞれが連携できるようになりますので、そういう意味では町民の方にとってはある種デメリットよりはメリットのほうが高くなるという感じにはなるのかなと思っています。

逢坂委員 それで、移行することによって職員の負担というか、そういう部分については先ほど軽減されるような言い方されたのだけれども、やりやすくなるというか、簡素化されるというようなシステムなのか、従前と大した変わらないのか、その辺お聞きしたいのだけれども。

木村課長補佐 先ほど言いましたデータ連携とか進んで、いわゆるオンライン等による手続が進むことによって書面でのやり取りというのがなくなる関係で、その部分については紙の部分が少なくなったり、あと業務の部分での効率化は図られると思いますが、ただ目に見えてすぐそれが、これが標準化になったことですぐにそれが現れるかという、必ずしもそうではない部分もあると思います。ただ、将来的にはそういうことも目指した上での標準化システムへの移行ということで国のほうは地方公共団体のほうに対して説明をしております。

逢坂委員 ちょっと前に遡ってすみませんけれども、戻る形になるのだけれども、これって国のほうからのやりなさいよというふうな、まず一番最初のアクションというのはどういう形で標準化移行についてのアクションがあ

ったのかなと。私は、先ほど令和4年度準備していたって聞いたのだけれども、その頃からもう既に切替えのアクションというのはあったのかどうか、そして今7年度までやってくれというふうなことで国から言われているのかどうか、その辺お聞きしたいのだけれども。

木村課長補佐　うちのほうというか、内部のほうの事務として動き出したのは令和4年度からになるのですけれども、国のほうとしてはその前からデジタル化に関する部分の法律等が整備されてきまして、徐々にその部分で具体的になってきて、最終的に先ほど申し上げました令和7年度までにそれをやりなさいよというような部分につきましては標準化の基本方針ということで期限がまず設定されて、標準化の移行等につきましてはさらにその前に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というものの整備に基づいてこの20業務とかやることになりまして、さらにそれに加えて先ほど言いました基本方針において期限が設定されてそこまでに進めるという形の流れになっております。

逢坂委員　それで、羽幌町が令和7年度ということなのですけれども、他の町村、留萌管内一律というような形みたいな感じなのだけれども、ほかの町村もこれは従前からやっているとか、羽幌町だけがちょっと遅れたとか、そういう差異はないのですか。例えば留萌市を除いて全部入っているのだけれども、そういう差異とかなくて初山別も苫前も全部一斉にもう終わっているとか、あるいはこれから7年度までに事業完了するというようなことになっているのか、それお聞きします。

伊藤課長　うちの留萌市を除いた管内の町村につきましては、留萌地域の電算協議会の中で一緒に進めているということでありますので、タイミング的には本町と同じタイミングで令和7年度中の完了に向けて今同じような形で取り組んでいるという状況にありますので、こういう時期でそれぞれの町村も同様に各議会のほうに説明をされているというようなところであります。

道端係長　今の伊藤総務課長の話に補足したいと思います。今伊藤課長のほうからR77町村はこれから令和7年度の標準化に向けて動いているというこ

となのですけれども、ではその7町村以外の北海道の市町村、または本州のほうの市町村、約1,700団体あると思うのですけれども、もう先行して標準化になっている市区町村も実際にございます。これは、契約するベンダーとのスケジュールの調整あるので、例えば大きい会社が100自治体の契約元を持っているような自治体だと期間が、一遍にできないので、例えば10グループを先にやってしまうというふうに段階踏んでいるものですから、もう既に標準化が始まっている町村も実際にはございます。

工藤副委員長 最初の1ページの現在やっている部分が自治体情報システムの標準化だと思うのですけれども、これを今後標準化準拠システムに移行とあるのですけれども、分かりやすく言えばどういう部分が今後変わっていくのかというのを知りたいのですけれども。

道端係長 今各自治体で使っているシステムというのは、本当にばらばらのシステムというふうに考えていただきたいと思います。その使っているシステムの内容、項目だとかの機能についてもばらばらな状況です。それを国は一定程度の説明書、仕様書をつくって、それに全て倣いなさいよという、要するに国の説明書にのっとったシステムをつくって運用しなさいというような今標準化の流れになっております。結局今までシステムがばらばらだったものですから、制度改正等対応する際に必ず補助金、今まで補正予算とか当初予算とかで予算計上していると思うのですけれども、何々システム改修分で国庫補助金2分の1だとかというのは、その金額についてもそのシステムを取り扱っているベンダーごとによって単価もまちまちでした。それをやっぱり横並びにしようというのがまず標準化の発想の部分でございまして、ただ町村の予算を少しでも軽減すると同時に、国全体としてのシステム改修に対する、今までの改修するという補助金についても多少は下がってくる、そういう狙いもあって国のほうは画面の見た目は全部違うのですけれども、中身は一緒にしろよというようなシステムをつくれというのが、仕様書というのですけれども、そういう仕様になっています。

工藤副委員長 大体分かりました。
それで、ここの3ページの新しいシステムの先ほど5,400万少し、これに

するのに1年間かかるということですよね。それから、その右側に標準標準拋システム、ガバメントクラウド使用料というのが、これは年間757万6,800円、これを合計した分がこれの費用としてかかるということの理解でいいのですか。

道端係長 令和7年度途中からガバメントクラウドの利用料もアプリケーションの利用料も一部かかってきます。実際に全ての業務が並んでつてなると、令和8年度からのスタートになるので、令和7年度についても一部アプリケーションの利用料、ガバクラ利用料もかかってきます。その予算措置も情報管理系のほうでつけているのですけれども、ガバメントクラウド利用料と、あとアプリケーション利用料、令和8年からではなくて令和7年度途中からもう既にかかってきます。一部のシステムにおいて令和7年の9月からスタートするシステムもありますし、令和8年の2月からスタートするシステムもあるということでちょっと時期がばらばらになっています。この表については、分かりやすく、まともに1年間全部稼働したらこれぐらいの金額になるよという資料としてください。

佐藤委員 あまり俺も詳しくないのだけれども、今言っていた留萌市以外の町村で1つのシステムを組むという形なのか、それとも例えば全道で1つのシステムからこういう具合にある程度枝を伸ばしてやるシステムのやり方なのか、その辺は。

また、もう一つ、もしこういうふうにやって団地でやった場合にシステムのエラーなり、そういうことが今いろいろ金融関係なんかでも大変多い時代になってきている中で、これをやるためのいわゆるデメリットみたいなものという分でやっぱり止まったりなんだりして、1つが、遠別がちょっとしたことであれした場合には全部止まってしまうということになると思うのだけれども、その辺はどうなのですか。

道端係長 一応共同利用という形になってはいるのですけれども、遠別のほうでサーバーがエラー、例えば機械のほうエラーになった、例えば羽幌のほうでエラーになった、それが7町村全てに影響を被るわけではありません。というのは、必ずバックアップサーバーというのを取りますので、そこを介しての話になります。バックアップサーバーというのは、各構

成町村それぞれで設置するものなので、本当のデータセンターの大本がちょっとエラーだというと、そのデータセンターをチョイスした全国の市町村は影響は受けますけれども、基本的にシステムの各町村のエラーが7町村に影響が及ぶというのは極力少ないかなと思っております。

佐藤委員 本家本元はどこにあるのか、このサーバー。

道端係長 今現在のサーバーというのは、札幌市にありますHDCという会社のデータセンター、あとエイチ・アイ・ディという会社のデータセンターにあります。そうなのですが、今度ガバメントクラウドの中にサーバーを設置しろということになりますので、今留萌電算協ではオラクルというベンダーさんのデータセンターに置くことになるのですが、その所在は何々町までは向こうは明確に言わないのですが、東京と大阪です。東京と大阪の2か所にデータセンターを置きます。

逢坂委員 もう一回確認したいのだけれども、1ページ目の(3)、この中で令和6年の10月末現在で全国で402団体2,165システムが特定移行支援システムってなっているのだけれども、このシステムと今留萌管内でやろうとするシステム、これは合致するものなのか、それともそれぞれ都道府県によって違うのか、その辺教えていただければ。

道端係長 今特定移行支援システム、10月現在で402団体2,165システムなのですが、その大半が人口の多い中核都市以上の規模の自治体が多いです。これは、完全にシステム自体はさほど中身的には今留萌電算協でつくり上げようとしているものと変わらないのですが、人口規模が多過ぎて新しいシステムにデータ移行だとか、データクレンジングとかというのをしてからデータ移行するのですが、それに時間がかかり過ぎてしまって令和7年3月までにとってもではないけれども、間に合わないって言われているところがこの特定移行支援システムなのですが、そういった理由がほとんどだと思います。

逢坂委員 そしたら、そこそこの団体で違いはそれなりにあるということで、全国共通したものではないという、中身、やることは同じだと思うのだけれど

ども、そのやり方についてはそれぞれ違うところがあるよということで、そういう理解でいいのだね。

道端係長 今おっしゃるとおり、人口が多い分だけ作業量が増えるというふうに考えていただきたいと思います。それで、間に合わない状況になって特定移行支援システムに該当するというふうになっております。

伊藤課長 やることというのは、基本的には同じなのです。ただ、例えばうちがある業者で国が示すシステムをつくるというやり方とそこの町によってはうちとは違う会社が国の仕様に合わせてやるシステムということで、そういう部分では違うのですけれども、最終的につくり上げるシステムという部分につきましてはどこの市町村も同じような仕様という形でやるものは一緒というご理解をしていただければというふうに思います。

逢坂委員 2 ページ目に財源の内訳がずっとあるのですけれども、(3)では臨時費が出る、補助金で7,800万、それから一般財源で2,900万、この一般財源のほうの出し方というのは予定としては何を財源として一般財源ということで約3,000万、初期投資だと思うのですけれども、これどういう形で出そうとしているのか、一般財源だから、例えば過疎使ったり、普通どおりの一般財源でやるのか、その辺。

伊藤課長 本当に真水の一般財源でという形になります。(何も使わないのか。の声) それに対してまだちょっとはっきりはしていないのですけれども、地方交付税措置がどうなるかというので、今こちら側としても何とかそういう方向性になればなというところら辺では考えてはいます。

逢坂委員 国のほうでは、真水の部分というか、各町村が出すお金の部分についてはどうするかという部分については決定されていないということで、今、国会やっているのだけれども、その辺で新年度予算の中に例えばそういうのが組み込まれているのか、それは分からないのですね。私としては、組み込まれていないと7年度は出ないはずなので、そうすると自腹と言ったらあれですけれども、自分たちで自分のお金を出さなければならない、その辺の情報というのはまだ、先ほど言われたまだ詳細は入ってい

ないということなので、分からないのだろうと思うのだけれども、3,000万も出すということになると、国の例えばシステム移行に3,000万も一遍に出すのは大きいなと思うので、その辺今後の推移を見てからということで、そういう理解でいいですね。

伊藤課長 基本的には、そういうご理解でよろしいのかなと思っております。全国、全道、うちの町村も併せて小さい自治体こそ今までかかっている費用に比べて相当数の費用が増加しているという状況にあります。先日北海道町村会、北海道市長会、北海道が合わさって総務省というか、国のほうに要望という形でも行っていたいている状況にありまして、その中でも総務副大臣だったか政務官だったかちょっと忘れたのですが、そのやり取りの中で何とかそういう地方財政措置というところら辺は考えたいというようなことはおっしゃってはいるのですが、ただそこから先というのがなかなか情報がないということで、うちも含め、この管内の市町村も今同じような形で議会のほうに説明させていただいている中ではその辺の意見というのは相当数出ているのかなというふうには理解しております。ただ、電算の協議会としてもよそに任せるだけではなくて、開発期成会を通して要望等上げたりですとか、各市町村長が何らかの機会で国会議員の先生の方々という中でお話をさせていただいたりという形も踏んでいるところもありますので、そういう意味ではできるだけ早い段階でそういう財政措置という部分を示していただければなというふうに考えてはおります。

村田議長 今の説明を受けて便利にもなるだろうし、共通化することによっていろんなところからでも取れるという場合もあり、便利になるのは分かるのですが、まずやっぱり一番この中で大きいのは、導入するに当たってはいいとしても、ここに出ている毎年かかる経費に関しては先ほど説明があった中でいくとどうなるか分からないとはいえ、そこが重要だと思うのですが、例えば札幌だとか大都市だとこれを導入することによって経費も下がるし、便利にもなるというところは分かるのですが、羽幌町だったら4倍とか、そういう負担増になるのが管内の例えば、羽幌が一番人口あるので、小さい隣の初山別村とかだともっと大きな倍数、5倍、6倍という、そういうふうになっていくと思うのですが、

も、ランニングコストの部分で今この数字だけれども、実は交渉か分からないのだけれども、ずっと続くものだから、それをもっと下げることがまず可能なのかなのかと。もうここでこうやっていったら利用する限りそれは変わらないのか、もしかしたら上がっていくのか、そういう見通しというのはどういうふうになっているのか、もし分かれば。

道端係長

今システムの利用料、いわゆるランニングコストについて高額になる、羽幌だと4倍近くになるということだったのですけれども、まず高額になる理由についてお話しさせていただきたいと思います。今留萌電算協で7町村で使っているシステムというのは、諸先輩方、僕も10年前に情報管理係にいたときあったのですが、そのときに7町村のシステムを一緒にしようということでいろいろシステムを比べました。そのときに僕らの人口規模ではこの機能は要らない、でも他町村で使っている機能はちょっと便利だなとかというのを削り、加えを繰り返して最適化して今使っています。それが今回国の仕様というのがイメージ的には人口30万人以上の規模のシステムを全国の町村に導入しなさいということで、機能が物すごく増えることによってベンダーさん、システム会社の管理費用がどうしても高くなるということになります。あと、何倍ということについて羽幌だと今4倍から5倍になるのかな、初山別だと一部のシステムが電算協の管轄外のシステムもありますので、一概には言えないのですが、8倍とか9倍になります。それ手伝っているのは、今現在共同利用でシステムを使っているのですが、今のシステムは一応人口比とかで負担割合決めて、話し合っ、その負担割合に基づいてシステムを利用しているのですが、今回標準化に当たってのシステムに関しては共同化にはなるのだけれども、単価というのがベンダーから設定されていまして、その単価に基づいて各町村負担金を電算協に対して払うというような立てつけになっております。

村田議長

あとの質問の答弁がないです。それでずっといくのか、これから下がったり上がったり変わったりするのか。

道端係長

すみません。当面は、この金額より下がるということはなかなか考えにくいかなと思っています。もし下がるとしたら、システム会社のほうの

減価償却の期間だとか、その辺がなくなったときに若干金額の変更があるかもしれないのですけれども、基本的にはこの金額だと思っています。また、一部ベンダーのほうでシステム改修等行ってもっと安いシステムの運用方法だとかを見つけてくれれば安くなるかもしれないのですけれども、その辺がまだ不透明で、当面はこの金額で動く格好になると思います。

伊藤課長 ちょっと追加というか、先ほど管内の町村のお話も出ましたので、基本的には道端の説明したとおり基本料的な部分で各市町村が割り当てられているので、うちの金額がこれくらいかかる金額が今後はほかの市町村ほぼ一緒くらいの金額、これまでは人口割、均等割、財政力割という形でうちがちょっと多く負担していたという状況にはなるのですけれども、今回の標準化に関してはどこの市町村がこのシステムを使ってもこの利用料ですよという事業者からの立てつけになっていますので、これくらいの金額、多少の増減はカスタマイズしている部分とかありますので、ちょっと違う部分あるのですけれども、基本的には大きくほぼ変わらず、これくらいの金額が管内の7町村、要はうちが関わろうとする事業者、ベンダーに関してはこれくらいの金額がかかっているという状況でご理解いただければと思います。

村田議長 今の答弁の中でいくと、一年一年6,160万ほどの要はランニングコストは毎年かかるという中でいくと、今各町村、特に地方の町村なんかは財政難で人件費は上がるわ、交付金は上がらないわ、ではどこから財源持ってくるという中で、羽幌町も大きいけれども、今言ったように初山別村なんかだともっと倍になっているというところでいくと、すごく財政的な負担というのが大き過ぎて、これは先ほど言ったランニングコストの部分の特交なのか一般の交付金なのかは別としてもかなりの金を要請というのか、そういうのはしていかなければならないなというところで、これはもう決定事項なので、お話ししますけれども、今月17日に管内の町村議長会の臨時総会があって、その中でこの話が出て議長会として管内統一の意見書をもって国のほうに意見書出しましょうというところで合意を得て、うちの町村はすぐ次の日町長と話ししてぜひやってくださいということで了解もらったのですけれども、管内全体でこれでいきま

しょうというものの合意はまだ得られていないのですけれども、恐らくこれだけの負担がかかるということはせめて元の羽幌町がしょっていた分ぐらいのランニングコストぐらいまでは国で補填してよというぐらいのことは言って何とか通っていかないと、本当にこんなのずっと見たら10年間で6億も出さなければならなくなるわけだから、とんでもない話なので、ここは自分たちもそれができたら、うまくいったら議運にかけて3月の定例会に上げたいなというところで一応議長会では足並みがそろったので、行政側としても先ほど言った開発期成会から町村会、いろんなことがあるので、これは北海道総出でもいいから何とかその分は見てもらうような形に何だかんだ持っていかないと、これ本当に財政難になる一つの要因だ、大き過ぎて。そこら辺は、ぜひ町長先頭に立ってもらってかなうように力強く運動していただきたいなと思います。何かあれば。

伊藤課長 議長おっしゃるとおり、毎年6,000万、10年で6億ぐらいかかるということになりますと本町はじめ、同じような同規模自治体に関しては相当数の財政負担というのがかかってくるなというふうに思っています。今特にうちのように先行して共同化をして費用を安く抑えてずっとやってきたという市町村にしてみると、今回の国の動きというのがなかなかすんなりと、国全体で見ればもちろん安くなるのかもしれないのですけれども、うちみたいな自治体で一生懸命やってきた自治体等に関しては跳ね上がりというのは相当大きいものですから、そういう意味で本当に各管内の担当者も含め、町村長さんをはじめ、大分憤りを感じているのかなというふうには思っています。そういう中で先般町村会、市長会、そして北海道と併せて国のほうに要請もしているという動きもありますし、うちの協議会は協議会でできるだけできることはしようというところら辺で期成会等も使いながらそういう要望活動という形にしていきたいなというふうには思っていますので、議長おっしゃるとおりそういう形で議会のほうもそういう動きをしていただければ、町全体としても財政の負担という軽減を図る部分では同じ目的ということになりますので、よろしく願いしたいなというふうに思っています。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、次

行ってしまいたいと思いますけれども、いいですか。(異議なし。の声)
次のやつが終わった後に休憩取りたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、職員の給与改正等についてお願いいたします。

2 職員の給与及び旅費の改正等について

説明員 総務課 伊藤課長、木村課長補佐、宇野係長

伊藤総務課長 14:21～14:33

それでは、私のほうから2の職員の給与及び旅費の改正等についてのうち、まず職員の給与の改正等についてご説明いたします。

別紙でお配りしております職員の給与の改正等について(3月定例会：令和7年4月1日改正)の1ページのほうを御覧願いたいと思います。まず、1の離島勤務職員の処遇改善を図るものとして特勤手当の見直しであります。この特勤手当については、離島その他交通の著しく困難な地に所在する部局に勤務する職員に対して支給するものでありまして、その趣旨といたしましては(1)に記載のとおり職員の生活の不便な地に勤務する場合に給与上対処するために支給するということにして、その支給額につきましては扶養親族を有する世帯主は2万5,000円、その他は2万円を支給しているというものであります。なお、この現在の支給額につきましては、平成6年4月に各区分とも5,000円ずつ引き上げる改定を行ってから30年間改正していないという状況にあります。そのような中で令和5年の9月定例会におきまして村上議員のほうから一般質問の中の一つとして改正についての意見というものがあり、見直しを検討するということになっていたところであります。

次に、(2)の見直し内容であります。まず現行の手当額が決定された平成6年当時から令和6年までの物価上昇率を加味しております。次に、本町の特殊事情である市街地区と離島地区における日用品や灯油等の価格差を加味をしております。これら2つの要素をそれぞれ計算いたしまして、約35%の上昇率ということで算定し、その額に今後の上昇率を踏まえた中で見直し額を1万円として、見直し後の額といたしましては扶養親族を有する世帯主は3万5,000円、その他は3万円に改定しようとするものであります。なお、国や北海道の基準では、給与月額に各勤務地に該当する等級に応じた割合を乗じて算出し、支給しているという状況にはあるのですが、国や北海道については本省所在地から見た各地域における勤務を想定し、本町のような同一市区町村における異

動は想定していないということを鑑みますことから、国や北海道の基準とは別によるものとしているというところであります。

次に、(3)、この件に関しての改正条例ということですが、職員の給与に関する条例ということになります。

次に、2のその他の①、令和6年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じるものというものであります。まず、(1)の月例給の引上げであります。3級以上の給料表の改定を行い、初号の改定率で平均2.3%の増となるものであります。改定の趣旨といたしましては、係長以上はより職責重視の体系とし、昇級時の俸給表の上昇幅を拡大するとともに、若手、あと中堅職員の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与について改善を図るというものであります。なお、会計年度任用職員は、一般職の給料表を準用しているため、一般職の給料表の改正に伴い改正するものであります。

次、2ページを御覧願います。次に、(2)の期末、勤勉手当の支給割合の改定であります。この期末、勤勉手当の引上げにつきましては、本年1月の第1回臨時会において議決をいただいて一般職では年間支給割合を0.1月分の増とし、定年前再任用短時間勤務職員につきましては年間支給割合を0.05月分の増とし、引上げ分につきましては全て12月支給分に配分し、支給しているというところであります。臨時会における提案理由の説明時においても若干触れさせていただきましたが、今回はこの支給割合を再度改正し、6月支給分と12月支給分に均等に振り分けるというものであります。これによりまして、令和7年度以降については6月支給分と12月支給分の割合が等しくなるというものであります。

次に、(3)の扶養手当の見直しというものであります。民間企業におきましては、配偶者の働き方に中立となるよう配偶者手当の見直しというものが進められておりまして、これら社会状況の変化に対応するため配偶者に係る扶養手当を廃止するというものであります。他方、子に要する経費の実情や国全体として少子化対策が推進されているということを踏まえ、子を有する職員に対する生計費の補填を充実するため子に係る手当を1万3,000円に引き上げるというものであります。なお、配偶者に係る手当の廃止は、受給者への影響をできるだけ少なくするという観点から2年をかけて実施し、子に係る手当額の引上げについても同様に2年をかけて実施するというものであります。

次に、3ページを御覧願います。次に、(4)、通勤手当の見直しであります。国においては、通勤手段の多様化ですとか、通勤距離の長距離化等により現状の限度額では対応できない部分があるということで限度額を見直し、月額15万円まで引き上げられることから、同様に見直すというものであります。なお、本町における通勤状況では、これまでも改正前の限度額を超えるということはありませんでしたので、今回の見直しの有

無にかかわらずこの件に関しては影響はないものというふうに考えております。

次に、(5)の管理職員特別勤務手当の見直しであります。管理職員特別勤務手当の支給につきましては、米印にて記載の場合に支給されているというものでありますが、近年では災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行うということもあり、対応に当たる管理職員の負担感はこれまで以上に大きくなっているということから、その勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点より平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大するというものであります。現行では、午前零時から午前5時までとなっている支給対象時間帯を通常は正規の勤務時間が設定されていない時間帯であります午後10時から午前5時までというふうにするものであります。

次に、(6)の定年前再任用短時間勤務職員への手当の見直しというものであります。近年複雑、高度化する行政課題に的確に対応するために高齢層職員の能力及び経験の活用というものも求められておりますことから、再任用職員についても60歳前の職員と同様の人事運用が必要であるということから、これまで支給対象ではなかった住居手当ですとか、特地勤務手当、あと寒冷地手当を支給するというものであります。

次に、(7)、この件に関しての改正条例であります。職員の給与に関する条例のほか、記載の2条例ということになります。

次に、3番、その他②の令和6年人事院の公務員人事管理に関する報告に準じ仕事と生活の両立支援の拡充を図るというものであります。まず、(1)の子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充ということであります。子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるようにし、職員の希望や事情に対応した勤務を可能とする必要があるといたしまして、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するというものであります。職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を現行の3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するというものであります。

4ページのほうを御覧願います。次に、(2)、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備であります。介護離職防止のため、家族の介護の必要性が生じました職員への両立支援制度の周知ですとか意向の確認や、あと職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供、あとさらには職場環境の整備を行いまして職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるよう支援するというものであります。

次に、(3)、この件に関しての改正条例であります。羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例ということとなります。

次に、4、その他③の総務省、外務省及び文部科学省による通知、JETプログラム運用改善についてに基づくものであります。まず、(1)の外国語指導助手の報酬の見直しであります。これは、各町立学校等の外国語教育に係るALTの報酬に関してとなり

ますが、民間の平均給与及び地方公務員の給与等の動向なども踏まえ、引上げ改定され、JETプログラムに参加する自治体につきましてはその対応が求められているということから、記載のとおり見直すものであります。

この件に関しての改正条例であります、羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ということとなります。

次に、最後であります、5、その他④ということで関係法令の改正による引用条項の移動に伴う改正と条文の整理ということであります。まず、(1)の改正及び整理する内容であります、暫定再任用職員の給与及び勤務時間等の取扱いを規定している条文ですとか、あと非常勤職員に係る部分休業のうちの介護をするための時間について規定している条文におきましてこれら規定を引用している条項の移動に伴う改正を行い、併せてその他条文の整理を行いたいというものであります。

この件に関しての改正条例につきましては、記載の2条例ということとなります。

以上、職員の給与の改正等についての説明となりまして、旅費の部分につきましては宇野係長のほうから引き続きご説明させていただきます。

宇野職員係長 14:33～14:39

続いて、私のほうから職員の旅費の改正等について説明させていただきます。

資料は5ページからになります。今回国家公務員等の旅費の支給に関する法律が改正されたことから、これに準じて羽幌町職員の旅費に関する条例を改正することとしております。国の法律の改正の趣旨としては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図ることを目的として改正されております。

改正の内容については、その下になりますが、まず1、旅費の計算等に係る規定の見直しということで、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で旅行に要する実費を弁償するためのものとして、その計算に必要な種目及び内容に係る規定の見直しを行うこととなります。

次に、その下の2の旅費の適正な支出の確保というところですが、旅行者が条例に基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には当該旅費を返納しなければならなくなり、また旅費の返納に代えてその後に旅行者に対して支払われる給与または旅費の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができる旨の規定が新設されております。

続いて、3の旅費種目、内容の見直しについてであります、大きく変更となる部分としては日当の廃止と定額支給であった宿泊費が上限つきでの実費支給となることです。

詳細については、下の表を御覧ください。まず、1から3の鉄道賃、船賃、航空賃は、これまでも実費での支給でありましたが、特急の距離制限の廃止や座席指定料金等利用に必要な費用を支給の対象とするよう変更となります。

次に、その下、4の車賃についてですが、こちらは現在1キロ20円、定額で支給となっていますが、名称がその他の交通費となり、道路運送法に掲げる路線バスや乗合タクシーの運賃となり、実費での支給となります。

次のページ、6ページに行きまして、5の日当ですが、こちらは廃止となります。これまで日当は、昼食代を含む諸雑費、用務地内の交通費に充てる旅費として支給されてきたため、日帰りの旅行の場合であっても支給されておりましたが、改正後は日帰り旅行の場合は支給されず、宿泊を伴う旅行の場合のみ宿泊手当として支給されることになります。

続いて、6の宿泊料についてですが、こちらは現在天売、焼尻の場合は1万円、道内の場合は1万1,300円、道外の場合は1万4,700円と定額の支給になっておりますが、改正後は宿泊費という名称で上限付きの実費支給となります。上限額については、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令により都道府県ごとに設定されており、さらに準じる形で羽幌町においても上限額を設定いたします。北海道内の場合は1泊1万3,000円が上限となり、このほか東京都の場合でありましたら1泊1万9,000円が上限となります。

次に、7の包括宿泊費ですが、こちらはパック旅行に要する費用を実費支給するものとして新設されることになります。

次の8、宿泊手当ですが、先ほど日当のところでも少し触れましたが、日当に代わる手当として宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として定額で支給されます。手当額については、先ほどの宿泊費のところでも説明した国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令に準じて設定しますが、1夜につき日本国内どの場所であっても2,400円ということになります。

続いて、9から11までの移転料、それから着後手当、扶養親族移転料についてですが、こちらはそれぞれ転居費、着後滞在費、家族移転費と名称が変更になり、これまでの定額支給から記載のとおり基本的には実費での支給へと変更になります。

このほか、日額旅費及び月額旅費が廃止になり、羽幌町で定めていた町内の管内旅行及び町外の管外旅行という定義を国の法律に準じる形で内国旅行という定義に改めることとしております。

ただいま説明しました内容で羽幌町職員の旅費に関する条例の改正について3月定例会で上程させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明終わります。

小寺委員長

それでは、1時間経過していますけれども、質疑まで行ってしまいたいと思いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:39～14:50

工藤副委員長 3ページの一番上なのですけれども、通勤手当なのですけれども、現行の5万5,000円を15万円にするということなのだけれども、僕思うのには職員は羽幌町に住んでいるというのが基本だと思うのだけれども、これだけの料金を出すということは町内のどこに住んでいるのを想定してこういう金額なのか教えてください。

伊藤課長 基本的には、工藤委員おっしゃるとおり町内の離島になりますので、この金額に該当するということはありません。ただ、国の改正に合わせて、うちの条例もつくり方を基本的に合わせているということでありまして、国のほうとしては鉄道ですとか、長距離化ということで新幹線使って通勤するということも想定して今回15万までという形で上限設定しているのですけれども、本町においては基本的にはそういう通勤という部分はありませんので、なかなか15万まで上げるということはないのですけれども、国の人勧等に基づいた改正ということで基本的にほかの給料も合わせてやってきていますので、そこだけ特段うち独自に設けるといってもなかなか今後の改正という部分でずれが出てきてしまうということもありますので、これまでも5万5,000円行くことはほぼないのですけれども、今回も同じように15万まで上限は行くのですけれども、取りあえず改正はしますけれども、該当することはほぼないだろうというふうには考えております。

工藤副委員長 そしたら、こういうことはあり得ないのだという、そういう判断でいいのか。

伊藤課長 15万まで行くことは、あり得ないというふうには考えています。

工藤副委員長　それで、例えば現在であれば5万5,000円が上限だと思うのですけれども、現在一番通勤手当を出している方の金額ってどの辺なのですか。

宇野係長　今具体的な金額は、詳細の資料持っていないので、あれなのですけれども、例えば原野の地区から通うという職員はいますので、その場合だと行っても1万円行かないぐらいの月額支給額という形になります。

工藤副委員長　そうすると、この数字でいくと大体3倍ですから、今度改正されたら一番高い方で3万円程度という、単純に考えるとそうなるけれども、その辺なのですか。

伊藤課長　あくまでも今回上限額を引き上げるというだけで計算方式を変えるわけではありませので、現状1万程度支給されている職員については改正後も1万程度しか支給されないということでもありますので、そういう意味で説明の中でも申し上げたとおり改正しようがしまいが特段本町に関しては影響はないというような、そういうご理解をいただければと思います。あくまでも国の改正に基づいて取りあえず上限額だけを上げるという、国に準じて改正するということで、現状とはなかなか合わない改正なのですから、そういう意味ではご理解いただければというふうに思います。

村田議長　まず、3ページの定年前再任用短時間勤務職員のこの部分に関して必要なこととして見直しをしようと思うのですけれども、実際に例えば羽幌町今ここに当たる職員というのは1年間だろうが季節だろうが何人ぐらいがいて、どのぐらいのこれによって見直ししたら金額が上がっていくという、そういう算定みたいなものはしているのか、もし分からなかったら、その対応される職員の数だけでもいいので、教えていただければ。

宇野係長　羽幌町において定年前再任用短時間職員というのは、今現在一人もおられません。今現在でこれに該当する職員というのはいないのですけれども、今後こういう可能性もありますので、国の改正に合わせて今回改正させていただくということでご理解いただければと思います。

村田議長 それと、次のページの一番上の介護をよりしやすいような制度ということで、ここに家族の介護という形で書いてあるのですが、中身細かいものはないので、質問したいのですけれども、介護する方の親だろうが子供だろうが介護の認定度ってあります。そういうのによって変わるものなのか、介護が必要と認めたら一律同じような体制で休むことができるのか、そこら辺の詳しい説明がなかったので、もしそういうされる側の人の認定の度合いで変わっていくものなのかどうか、この辺分かれば教えてほしいのですけれども。

宇野係長 すみません。今詳細な資料持ってきていないです。基本的には条例、規則等で定めているのですが、介護の認定の度合いに基本的にはよるものなのですが、どの程度という部分までは今お答えできないのですが、申し訳ないのですけれども。

村田議長 3月の定例会の中では説明してくれるのであれば、それで全然構いませんので、分かりました。
もう一つ、5ページ目の旅費の関係の2番目、これももし分からないようだったら定例会のときに説明してくれればいいのですが、旅行者が条例に基づく命令の規定に違反したという部分で返納しなければならないという部分があるのですけれども、この規定に違反するという部分はこういうことをした場合に返納しなければならないのかというのをもし今答弁できるのであれば教えていただきたいなと。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:48～14:49)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

宇野係長 詳しいお答え今できないのですが、基本的には例えば虚偽の申請をしたとか、本来の額で受け取らなかったという場合にはその分を返さなければならないというものなので、詳しい規定の内容に関しては今すぐお答えできないのですが、3月の定例会の中で説明させていただきますので、

よろしくお願いいたします。

小寺委員長　ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、こちらの条例改正については3月定例会の中で上程されるということですので、その中でまた質疑の時間もありますので、より深めていただければと思います。

それでは、総務課による2つの日程が終わりますので、暫時休憩したいと思います。

(休憩 14:50～15:00)

小寺委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、地域振興課より休会中の調査事項にはなかったのですが、羽幌町定住促進住宅についてと羽幌町都市計画マスタープランの改定についてを説明したいということです。行いたいと思います。

3 羽幌町定住促進住宅について

説 明 員　地域振興課　飯作課長、山田係長

飯作地域振興課長　15:00～15:09

委員の皆様におかれましては、引き続きということでお疲れのところ大変恐縮ですが、私もまた急遽案件を追加いただきまして、ありがとうございます。私たち地域振興課からは、今委員長からもありましたように羽幌町定住促進住宅について、それから羽幌町都市計画マスタープランの改定についてということで2つの案件について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。座って説明をさせていただきます。

それでは、お配りをしている資料に基づいて説明をさせていただきますが、1件目の羽幌町定住促進住宅についてということで、左上に資料1と記載している資料を御覧いただきたいと思います。初めに、1番の趣旨ということで、この住宅の設置の目的になりますけれども、町では地域の担い手不足解消のためUIJターンなど移住者の定住促進に向けた課題に取り組んでおりまして、昨年天売島内の空き住宅を移住定住用途に活

用するべく定住促進住宅の整備を進めてきたところでございまして、このたび当該住宅の改修が完了しましたことから、今後の供用開始に向け、施設の設置及び管理のための条例等を制定し、運用を図っていくというものでございます。

次に、2番の経過でありますけれども、住宅取得に係る経緯については記載のとおりでありまして、詳細の説明は省略をさせていただきますけれども、中ほどにございますが、令和5年の11月に土地及び建物の所有権移転登記を完了いたしまして、令和6年度に入りまして改修工事に取りかかり、令和6年の11月、建物の改修工事が完了したというところでございます。改修費用につきましては2,948万円、財源といたしましては国の交付金であります社会資本整備総合交付金が2分の1で1,474万円、残り2分の1が一般財源ということでございますが、まちづくり応援基金繰入金を充当したいというふうに考えております。

次に、3番、住宅の概要でございますが、名称といたしましては制度上、天売定住促進住宅という名称を設定したいと思っております。所在につきましては、大字天売字前浜41番地の1、構造につきましては木造2階建ての延べ床面積112.39平方メートルの4LDKということでございまして、次のページ以降に間取りですとか外観等の写真を掲載してございます。

次の4番、条例（案）の概要ということでございますけれども、こちらについてはこの後説明をさせていただきますけれども、次の5番のスケジュールといたしましては来月開会予定の3月議会、第3回定例会に条例提案ということで上程させていただきたいというふうに考えております。

それでは次、提案予定の条例案ということで概要について説明をさせていただきます。資料2と書いてある資料を御覧いただきたいと思います。あわせて、条例案についてもお配りしておりますので、一緒に御覧いただきながらということでお願いしたいと思います。

初めに、趣旨、設置ということで、本条例の制定の趣旨及び当該住宅の設置の目的につきまして第1条から第2条で規定をしてございます。

次に、設置する住宅ということで、第2条第2項で名称等を規定しております。先ほど申し上げた名称、所在地でございます。

次に、入居の手続ということで、第3条から第11条の規定になりますけれども、(1)の定住促進住宅の入居希望者及び定住促進住宅に従業員等を入居させるため賃借を希望する事業者、これらを対象として募集するものとしまして、(2)の入居者等の資格といたしましては初めに①番になりますけれども、個人が借主となり入居する場合といたしまして、アの町外からの転入により町内に定住を希望し、居住するための住宅を必要と

している者、イの税金を滞納していない者、ウの家賃、敷金その他入居に必要な経費の支払い能力があること、それからエの暴力団員でないことというものが条件となりまして、2つ目の②番になりますが、事業者が借主となり、従業員等を入居させる場合につきましてはアの町内に事業所または事務所があること、イの税金等を滞納していない者、ウの暴力団等でないこと、それからエの入居させようとする従業員が先ほど説明いたしました①の条件を具備する者ということでありまして、このほか町長が特に必要があると認めた場合の例外規定も設けてございます。また、③として入居後5年以内に別の住居へ転居することに努める者という条件も付しまして定住の促進を図っていきたいというふうに考えております。

次に、(3)の入居等に係る手続につきましては、入居申込みを経て入居決定となった以降の手続について規定をしているものでございます。

次、2ページを御覧いただきまして、家賃及び敷金についてということで、第12条から第15条で規定をしております。家賃につきましては、月額3万5,000円としまして、入居可能日から住宅を明け渡した日までの間、入居者等から徴収するというものでございます。納期につきましては、毎月末日までの納期といたしまして、使用期間が一月に満たない場合は日割計算とするものでございます。

(2)の敷金につきましては、入居当初家賃の二月分といたしまして、明渡しの際に還付をいたしますけれども、未納の家賃、それから損害賠償金等々ある場合につきましてはそれらの額を控除するということになってございます。なお、この敷金につきましては、利子はつけないということでございます。

次に、費用負担及び禁止、届出事項として第16条から第23条で規定をいたしますけれども、(1)の費用負担につきましては、アの住宅の修繕に要する費用につきましては軽微なものを除いて町が負担するとしております。それから、イに記載の光熱水費ですとか日常生活における費用につきましては入居者の負担という規定をしておりまして、ウの入居者等の責めに帰すべき事由により住宅が滅失もしくは損傷したときにつきましては入居者等が原状に復す、もしくは要する費用を賠償するというものでございます。

次に、(2)の禁止事項、それから(3)の届出事項につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、住宅の明渡し、立入検査等ということで、(1)の住宅を明け渡そうとするときは5日前までに届け出て検査を受けるものとし、例えば模様替えですとか、増築ですとか、そういったものをしている場合には原状に復すか撤去を必須とするものでございます。

(2)は、住宅の明渡し請求の要件といたしまして、3ページ目にまたがりましてけれ

ども、記載の事項が請求可能な要件ということで列記をさせていただきます。

次、3 ページ目の上段になりますけれども、意見聴取、勧告ということで、第28条から第30条になりますけれども、入居者が暴力団員であるか否かの確認等々のやり取りにつきまして警察署長と行うことができる旨を規定しておりまして、(2) 番では暴力団員である旨の意見が述べられたときは町長は入居者に対しまして住宅の明渡しの勧告ができる旨を規定してございます。

次に、規則への委任ということで、第31条になりますけれども、本条例の施行に関しまして必要な事項は規則で定める旨を規定しております。なお、規則につきましては、主に各種手続に係る様式ですとか添付書類の類いを規定しておりますので、この場での説明につきましては省略をさせていただきます。

最後に、施行期日でありますけれども、附則により公布の日から施行する旨を規定してございます。

以上が羽幌町定住促進住宅の管理条例案ということで説明をさせていただきました。これらの条例等に基づきまして、この住宅の運用を図っていききたいということでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

小寺委員長

それでは、質疑を行いたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:09～15:35

逢坂委員 今回定住促進住宅が天売にできたのですが、4LDKということで結構大きな一般住宅ということで、見たわけでないのですが、立派にできたと思います。確認の意味で何点か聞きたいと思いますが、1 ページ目の米印、町長が緊急かつやむを得ない事情、定住促進のため特に必要があると認めた場合の例外規定というのは条例にうたっているのですか。

飯作課長 この表現のとおり、具体的な項目を記載しているのではなく、特別な事情の場合についてはということでの表現での条例の記載でございます。

逢坂委員 私聞きたいのは、定住促進のため特に必要があるという、その文言の表

現なのだけれども、定住促進のため特に必要があると認めた場合というのはどういう場合なのかなという、ちょっと意味がよく分からない、自分で理解できないのだけれども、要するに定住促進というのはやっぱり目的とかあってUターンとか、そういう方々、あるいは法人で入られる方、いろんな事情があると思うのだけれども、定住促進のための特に必要と認められる場合というのは何かあるのかなと思って。

飯作課長 具体的には、こういうケースというのはあまりまだ想定はしておりませんが、先ほど申し上げた改修費の2分の1国の交付金を活用するという事で、離島地区の活性化、それから定住、移住促進の交付金という趣旨のものでございますので、災害等々の緊急時は別ですけれども、それ以外の特段まだ具体的な想定はないのですが、何かしらの部分で定住促進に資する部分があるのであれば、そういったものに関しては受け入れたいという趣旨のことでの規定でございます。

逢坂委員 そしたら、担当課のほうでそれは趣旨に合っているといえれば入れると言ったらおかしいですけれども、町長の許可を得て入れるという理解でいいですね。答弁はいいです。

それから、あと2点あるので、次の2ページ目の家賃について聞きたいのだけれども、月額3万5,000円ということなのですが、羽幌町のいろんなアパートとか住宅あるのだけれども、1LDKで例えば5万とか、今アパートであれば大抵5万ぐらいなのです。これ4LDKであって、離島だからなのか私は分からないのですけれども、3万5,000円という金額、この金額の算出根拠というか、安過ぎる、4LDKで羽幌で例えば借りた場合に立派な直しされたのにそんな3万5,000円では済まないわけで、その辺の算出根拠みたいのがあったのかどうか教えてください。

飯作課長 今の家賃の算定なのでございますが、逢坂委員言われるように町場という部分でいくと安いのかな、島でも安いのかなと思いますけれども、それで一応基準といたしましては例えば建物の評価額ですとか、そういった部分からの算定ということで我々も試算をしたのですが、何分古い住宅を改修したということで評価額自体は低い額なのですけれども、島で直近で令和3年度ですか、新築された住宅と面積的にも似ているとい

うことで、そういった参考の数字を使って算定いたしますと約3万3,000円ぐらいの金額、島という事情もありますので、金額になるのかなということと、あとやはり定住促進ということで町外から人来てもらって定住に資するということであるだけ低廉化といいますか、いい条件で活用していただきたいという趣旨もございまして、かつ面積等規模は違うのですが、実は焼尻にも定住促進団地ということで4戸1棟の建物がございしますが、そちらにつきましてもそういった趣旨から低額の金額ということで設定しておりますので、今回につきましてもこれぐらいの金額で何とかいきたいなというところの設定でございます。

逢坂委員 定住促進ということで、できれば入ってほしいという意味だと思うので、その辺はちょっと理解しにくい部分も実はあるのだけれども、羽幌町との関連性があるので、こういう立派な建物で3万5,000円は安いのだなという自分なりの考えなのです。

それから、もう一点だけ、すみません。禁止事項の中に、迷惑行為は当然駄目だと思うのですが、犬、猫等の飼養ということで、今犬、猫、これを飼っている方が結構実は増えているのです。今当たり前のように犬、猫結構飼って、アパートはなかなか厳しいのかなと思うのだけれども、こういう一軒家を賃貸する場合に私は別に犬、猫飼ってもいいのかなって、今の時代性を考えると、結構本当に隣近所も飼っているので、これは駄目だというのなら駄目でいいのですけれども、その辺の町の捉え方ではどういうふうな感じで考えていたのか。

飯作課長 これにつきましては、市街地区の町住なんかも参考にしているいろいろと規定を考えたのですが、委員おっしゃるように集合住宅ではなく一軒家ということであれば鳴き声等々という部分での迷惑はあまりかからないのかなとは思いますが、賃貸ということでどんどん人を入れ替えていきたいというところに関しますと、気になる方は臭いがとかということもございまして、広く共用に供するという住宅ですので、まずは禁止をするということで規定をさせていただいています。

金木委員 天売のこの住宅を取得するに当たって、当初は前の持ち主さんは買ってもらえないかという話から結局は無償で譲渡を受けたという格好になる

のですね。今日の説明、土地代については何もないのですけれども、土地も含めて町のものに無償で譲っていただいたということなのかどうか、お願いします。

山田係長 委員おっしゃるとおり、土地も含めて。

金木委員 十分持ち主の方と話し合われた結果なので、そうなのかなとは思いますが、ちょっとかわいそうな気もしないではないのですけれども、改修費用が約3,000万円ということは今の事情、ほぼ新築に等しい金額なのかなのか、全面改装だったというような捉え方なのか、柱と基礎ぐらいは使えたのかどうか、その辺どんなような改装だったのかなと思ひまして、お願いします。

飯作課長 工事の内容といたしましては、基礎や柱ですか、そこは残したままですけれども、ある程度は全面的な改修というようなものになります。

金木委員 あと、条例のほうだったか、5年間を目安にして受渡しを進めるとか何か、そういうやんわりとした書き方なのですが、有無を言わず5年までですよというような規定ではなくて、その辺は話合いでそろそろどうですかねという、その辺の規定の度合いというか、その捉え方はどう考えているのか。

飯作課長 まず、入居の要件として、ある程度5年以内に次の新しい居を構えていただく、探していただくのが条件といえますか、そういうことに努力していただくというのが条件ですので、5年後どうなっているかというのは当然分かりませんが、ある程度5年の目安が来ましたら明渡し勧告ではないのですけれども、そろそろどうでしょうかと、当初の趣旨に従っていかがでしょうかというような催促と言ったらあれですけれども、そこら辺はやっぱりやらせていただかなければならないですというふうに思っています。

金木委員 今から5年後の心配する必要もないのかもしれませんが、場合によってはもうちょっと、探したけれども、なかなかほかの場所もないよ

ということになれば、多少なりの町側としては認める構えもあるのかなと勝手に想像します。

今回条例案も出されているのですが、天売島のこの住宅に特化した条例ではなくて、今後もさらに2軒目、3軒目の定住促進住宅も造っていかう、確保しようという視野に入れた条例なのかなと思うのですけれども、そういう考えでいいのかどうか、さらにそういった具体的な考えは今あるのかどうかお聞きします。

飯作課長 ただいまの質問ですけれども、具体的にこれからまたそうやって増やしていくというような計画自体はございませんけれども、これからもやっぱり移住、定住という部分については推進していかなければなりませんので、仮にそういった住宅ができたとしても素早く運用できるように大枠の条例をつくっておきまして、その中で天売の住宅ですよとか、どここの住宅ですよと、そういった形で運用できるようにという作り込みをさせていただいたので、こういう形になっております。先ほど質問ありましたけれども、焼尻のほうにも今定住促進の団地がございまして、今現在は単独住宅の条例の中に組み込んでいますので、そっちのほうには入っていますけれども、そういった部分もいずれはこっちのほうに来ることになるのかなというところも見込みましてこういった作り込みという形でございます。

佐藤委員 今聞いた中でこのような住宅が天売、焼尻に、自分の家もう古くてこうなのだけれども、町のほうにお願いできないだろうかみたいな話というのは、案件みたいものはまだあるのでしょうか、何件か。

飯作課長 我々としては、具体的にそういった希望を持たれるとか、そういった声は聞こえてはきていないです。

佐藤委員 あともう一つだけ、先ほど金木委員が言ったように定住というのは、住み続けてもらうというのが定住の意味であって、5年間で出てあれを真っ先に考えるという、この考え方自体がちょっとおかしいのでないのか。定住という意味って、そのために島に来て、長く住み続けてもらうために定住してくるのに頭から5年で次のところ、そしたら何のために天売

に定住してこなければならぬのか。全然意図が違うのではないのか。
間貸しだろう、それなら、まるっきり。

飯作課長 佐藤委員の言われている部分も分かるのですけれども、我々としましては決してお試し住宅という位置づけではないですけれども、ある程度住宅として住んでいただいて島に腰を据えていただいて例えば仕事でも軌道に乗って自分で例えば新しい居を構えるだとか、そういった足がかりになればいいのかなというところでの住宅ですので、ある程度3年、4年を通じた中で仕事も軌道に乗って、では天売に本当に腰を据えようかと住宅を造っていただければ、それが初めて定住の成果なのかなと思いますので、そういったところの足がかりとしてこの住宅を活用していただければという考え方での設定でございますので、お願いします。

佐藤委員 今飯作さん言うように、一つの考え方の手段として今回このような形をやる部分の考えは分かるのですけれども、まだ天売でも空いている家とか、ただ役場のほうに何も言っていないけれども、全然利用価値のない家とかまだあると思うのですけれども、いろんな市町村でいろんな形でその物件がただ物件でもいいですからとやっけていろいろ家を買ってもらっているとか、ネットでそういうような紹介をしてやっけているという自治体もかなりあって、またこういう島国という最高のあれがある中でただで自分たちがあと何千万かけようが何百万かけようが直してでもそこに定住したいとか、ある程度そういう考え方を持っている方も結構いると思うのです。そういう中で今回この1軒に対して1軒建つだけのものを果たしてやるのが定住のいわゆる定義の一環なのか、何もそれ手かけなくても例えばその前にではこの家、ただ物件、誰かあれしてくれませんかとか、そういうのを募集して誰も来なかったから、町が手がけて二千何百万の金かけてでも定住の人をあれしようという考え方を取ったのか、その辺の考え方って何かあったのでしょうか。

飯作課長 今佐藤委員言われたような経過を踏まえているかと言われますと、そこら辺は今状況も分からないので、即答はできないですけれども、そういった部分で空き家対策ではありませんけれども、そういう活用ができるのであれば、当然そういう方法も必要なのかなというふうには思ってお

ります。

逢坂委員 関連で、私もさっき言おうかなと思った5年以内の件なのだけでも、焼尻にも同じ先ほど課長言ったとおり定住促進団地というのがあります。その縛りというのは、実はないはずなのです、私の記憶では、調べたところでは。今回の縛り、5年というのは、やはりちょっと整合性が取れないという部分は私も思うのですけれども、この辺も条例の3項になるのだけでも、条例案の羽幌町定住促進住宅管理条例の5条の3項、やはりここは外すべきではないですか。整合性取れないのではないですか、焼尻と。

飯作課長 今焼尻の例を出されてご質問いただきましたけれども、焼尻のほうの住宅に関しても5年という同じ条件を付かせていただいていますので、それと同じような形ということで今回つくらせていただいています。

逢坂委員 私の調べ不足ですみません。そしたら、焼尻も5年で、天売も5年ということで縛りを入れていると。でも、先ほど来から佐藤委員あるいは金木委員から出ているように、そこは定住のために、呼び込むためにこういう住宅を造って入れているわけだから、そういう5年という縛り、前回焼尻のときはそれでよかったかもしれないのだけれども、これ見直すいい機会でないかなと私は思うのです、今。いい機会であって、これをつくってしまうと、また5年でそしたらあなた出ていきなさいよと言われたほうにすると、何のためにそしたら天売まで来て、例えば旅から来て出ていけという、そんなのあるのかって、前もって担当課は言うのだろうと思う。5年以内には新しいところ探してくださいと思うのだけれども、私としてもこの3項は焼尻の部分も含めてちょっと納得できない部分もあるのだけれども、課長としてどうですか。課長が条例つくったとかというのでないけれども、定住促進のためにやるという目的からいうと、定住にならないでしょう。簡易住宅みたいなものです、それだったら。

飯作課長 先ほど佐藤委員の質問にもお答えしましたがけれども、この住宅でのお住まいは5年間なりの仮ということになるかもしれませんが、5年

たったからまたよその町に出ていけということではなくて、その5年間の間でやっぱり基盤を固めていただいて羽幌に腰を据えていただきたいという思いでのその足がかりの住宅という位置づけで考えていますので、そこら辺はそのような趣旨だということでご理解をいただければと思います。

逢坂委員 もし仮に3万5,000円払って本人が大したいところだと、旅から来て、ここ買いたいとかって、そういう場合は、例えば5年後の先はまた話はちょっと先になってしまうけれども、購入したいとかというふうな場合には町としては何か考えているのですか。

飯作課長 どういう展開になるか分かりませんが、仮にそういう話があったとしても今時点でそういうことを想定はしておりませんので、売買をするということにはならないのかなと思います。うまく言えないですけども、1軒用意をして1世帯なりが来て、それで定住オーケーだねということではありませんで、それを足がかりにいろいろな方が来てくれるというのが私たちの理想で進めていきたいと思っていますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、そこを足がかりに島なり羽幌なりに腰を据えていただくというきっかけが2例、3例って続いていけばいいなというような思いでの条例ですので、よろしくお願いします。

村田議長 条例の概要の2ページの中段の費用負担及び禁止、届出事項というところの(1)、費用負担のウ、入居者等の責めに帰すべき事由により定住促進住宅が滅失または損傷したときに原状復帰または費用賠償という、これだけ見ると一番ここに該当するのは多分火災だろうというふうに捉えられるのですが、これは基本的にいくと、そうするとこれをうたっているということは入る人、仮に定住したいって来た人が保険を掛けて、そうでなければもしそうなったときは賠償しなければならないということなので、それはちょっと何かあまりにも、どういうふうにしたらいいのかって私も分からないのですが、例えば家賃の中にそういう火災保険の部分を入れて12で割って足すとか、これは何かそういうのがあれば、火災で燃えるのが一番大きいと思うのですが、そこら辺の考え方としては、この文言入れた、入れることは悪いわけではない

のですけれども、もうちょっと分かるように説明していただければうれしいのですけれども。

飯作課長 この部分、特に火災も含めた保険の部分につきましては、町が所有の施設ですので、町でまず保険は掛けます。ただ、こういった具体的な事例が起こるか分かりませんが、入っている方の責任において過失の程度というものがあると思いますので、そういった部分で町が加入している保険で賄えない部分がもしあるのであれば、その部分は入居者のほうで賠償していただきたいということでございますので、自然災害も含めて基本的な部分の損傷等々については町が加入する保険で補えるのかなというふうに思っています。

村田議長 そういうことであれば、例えばここにうたわれるその部分って火事以外の話でいくと、ちょっと細かいことなのですからけれども、掛け捨ての保険等は、基本に建更というもので、もらえる基準というか、雪害とか風害でも何でも傷んだらもらえるのとももらえないのといろいろあるので、そこら辺は町としてはどういう掛け方をして保険としてするのか、基本的に掛け捨ての保険だと火事と雷の部分しか利かないのですけれども、雪害とか風、そういう台風とかでというのは建更でないと利かないので、地震もそうか、そういうのがあるので、そこら辺どういうふうに考えているのかなと。

飯作課長 町の施設ということで町で加入しますので、今議長が言われたような保険の区分とはちょっとまた違うのかもしれませんが、自治体で補い合っている町村会なりの保険ですので、ほかの公共施設と同じように風雪災害でも補償される趣旨の保険でございますので。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、締めたいと思います。今回新しい条例です。羽幌町定住促進住宅ということで、促進を図っていくというための住宅の管理条例だと思います。3月定例会で上程されますので、また委員の方含めて質疑があればそのときしていただければなというふうに思います。それでは、まず羽幌町定住促進住宅管理条例については締めたいと思います。

続きまして、羽幌町都市計画マスタープランの改定についてお願いいたします。

4 羽幌町都市計画マスタープランの改定について

説 明 員 地域振興課 飯作課長、山田係長

山田政策推進係長 15:35～15:48

それでは、私から説明をさせていただきます。

お配りしていますカラー刷りの書類を御覧いただければというふうに思います。まず、羽幌町都市計画マスタープランの改定ということで説明をいたしますが、本日お伝えする内容としましては大きく分けて3つございます。1つ目が都市計画マスタープランの改定について、2つ目に立地適正化計画の策定について、3つ目としまして改定の進め方についてということでございます。資料につきましては、上段と下段で分かれておりますので、それぞれ右下に番号を付しているのですが、そちらをページ番号ということでこれ以降説明していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

それでは、1ページを御覧いただきたいと思います。まず、1の都市計画マスタープランについてということで、初めに都市計画とはということになりますが、都市計画法によりまして都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画というふうに規定をされております。まちづくりの基本的な構想に基づきまして土地利用や都市施設などの計画を総合的、一体的に定めましてまちづくりを規制、誘導していくとともに、整備事業を実施して住みよい町をつくり上げるということで、簡単に言いますと無秩序な都市がつけられるのを防ぐために土地に制限をかけるまちづくりのルールであるということになっております。これにつきましては、平成4年の都市計画法の改正によりまして市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランの制度が創設されまして、都市計画を持っている全ての市町村に策定が義務づけられているものでございます。

2ページを御覧ください。都市計画マスタープランの役割であります、目指すべき町の将来像を示すことにより今後のまちづくりの共通の目標を持つことが可能となること、都市計画を決定、変更する際の根拠となり、土地利用や都市施設など相互に調整し、まちづくりの方針となるものでございます。また、具体的な都市計画の決定や変更については、この都市計画マスタープランに沿って進めなければならないことから、都市計

画の誘導指針ということで先導的な役割を果たすものというふうに考えております。

3 ページを御覧ください。都市計画マスタープランの位置づけでございますが、町の基本的な構想、いわゆる総合振興計画ですとか、北海道が作成する都市計画区域マスタープランというのに即するとともに、各分野の関連計画との整合や住民意向を反映して策定しまして、土地利用や都市施設などの個別の都市計画はこのマスタープランに即して決定、変更を行うものでございます。

4 ページを御覧ください。次に、改定を検討するに至った経緯でございますが、現行の羽幌町都市計画マスタープランはおおむね20年後となる令和9年度を目標年次としまして平成20年5月に策定しております。お手元に現行計画の概要版、印刷したものになりますが、お配りしております。都市づくりの理念を人も自然も元気に生きる交流と魅力にあふれるまちとしまして、5つの基本目標と将来都市構造ですとか、あと地域別構想などを掲げております。このマスタープランは、策定から17年がたち、上位計画である総合振興計画ですとか、道の都市計画区域マスタープランが改正されているため、整合、調整を図る必要があるというのがまず1つ、それと策定以降一度も改定していないので、社会経済状況の変化ですとか、人口減少などの社会課題への対応、あと相次ぐ自然災害のリスクに備えた対応、用途地域や都市計画道路を見直す必要が生じているということと考えております。また、後ほど説明いたしますが、国のほうで進めておりますコンパクトシティー推進のための立地適正化計画の策定も含めた検討というところが必要になりますことから、目標年次までまだ時間はあるのですが、このタイミングで改定をしたいということでございます。なお、資料のQRコードから本編ですとか羽幌町ホームページにリンクするようになっておりますので、お時間のあるときに御覧いただければというふうに思います。

次に、5 ページを御覧ください。次に、2の立地適正化計画の策定ということで、先ほども触れましたが、この計画につきましては居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の都市機能を誘導することによりましてコンパクトシティー・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるものでございます。人口減少や高齢化を背景に一定の人口密度により支えられてきた生活サービスの提供が困難になることで都市全体の活力低下が懸念されるということを受けまして、国では平成26年に都市再生特別措置法を改正しております。都市機能や居住誘導によるコンパクトなまちづくりを目指すための立地適正化計画がそこで制度化されたものでございます。これにつきましては、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画マスタープランの一部ということでみなされるものでございます。本町におきましても全国の他の自治体と同様、人口減少ですとか高齢化が進んでおりますことから、町民の皆さんが安心、安全

かつ快適に暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指し、今回の都市計画マスタープランの改定に併せてこの立地適正化計画を策定していきたいというふうに考えております。

6ページを御覧ください。こちらにつきましては、国土交通省の資料になりますが、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの狙いを記載したものでございます。人口減少の中、現状のままでは様々な機能が維持できなくなることが考えられます。このため、町の規模をコンパクトにまとめ、様々なサービスの生産性を高め、質を確保することが必要であり、集積した拠点を公共交通や通信等でつないで住民の利便性を高めてサービスの持続性を確保すると、そういった考え方というふうになっております。

次、7ページに移りますが、こちらも国土交通省の資料を抜粋したものにありますが、立地適正化計画で定めます誘導区域のイメージになります。本計画によりまして居住を誘導する居住誘導区域と医療、福祉、商業等の生活サービス施設を誘導する都市機能誘導区域というのを設定しまして居住や都市機能を緩やかに誘導していくといったものになっております。

8ページに行きまして、8ページには本町の都市計画図及び用途地域を示したものでございます。先ほど7ページで説明したものを羽幌町で考えた場合のイメージになりますが、色がついている部分が用途地域の範囲を示したところになりますが、その範囲内に居住誘導区域を設定しまして、その居住誘導区域の中に都市機能誘導区域というのを設定するというのを検討することになるというものでございます。

9ページに行きまして、立地適正化計画の策定により期待される効果でございますが、計画を策定、また先ほど説明しました居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定することで一定エリアに人口密度を維持、生活サービス、公共交通の利便性を確保し、暮らしやすさを維持することで町なかの活性化ですとか、都市全体の活性化につながるということが考えられるということです。また、計画を策定することで実施可能な都市再生整備関連事業として国の交付金が活用可能となりますので、様々な政策目的で交付率のかさ上げですとか、優先決定だとか、そういった措置も期待できるものでございます。

10ページに移りまして、ここから改定の進め方になりますが、これまで説明したように都市計画マスタープランの改定というのと立地適正化計画の策定ということで、それぞれ密接に関係することから、同時に取り組んでいきたいというふうに考えております。これにつきましては、整理すべき事項が多いということで単年での業務遂行が難しいということで2年間で作業を進めてまいりたいと考えております。どちらの計画についても住民意向の収集、反映が必要となりますので、新年度予算を議決いただきましたら住民アンケートですとか、新年度に入って一体的に実施していきたいというふうに考えております。また、都市計画のマスタープランの改定では、現況の経年補正を行いますし、

既存の今の総合振興計画に記載されている施策項目に合わせて課題の検討、分析を行って、将来目標や全体構想というのをまた検討していくことになります。立地適正化計画の策定では、住民意向調査を基にコンパクトシティー推進や都市機能の利用状況、集約化に関する考え方など、まちづくり上の問題や課題を明らかにしまして骨格構造ですとか、都市機能の誘導方針を検討していくことというふうにしております。2年目の令和8年度についても初年度に行った分析等を基にして検討を重ねていきまして、8年度末の完成を目指していくというふうになっております。令和9年度に公表といったスケジュール感を想定しております。最終的には、パブリックコメントですとか、羽幌町都市計画審議会への諮問、答申を経て完成となりますが、機会を捉えまして議員の皆様にも報告をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、11ページになりますが、事業費等でございます。都市計画マスタープランの改定、立地適正化計画策定合わせた合計は2,270万円ほどというふうに見込んでおります。業務につきましては、コンサル会社への委託を予定しております。また、国の交付金重点支援の要件として都市計画道路の見直しが含まれておりますので、それを含めた2年間の総事業費は2,937万円を見込んでおります。令和7年度予算案につきましては、都市計画マスタープランの改定、あと立地適正化計画策定合わせまして1,082万4,000円、それと次年度への継続費として新年度予算案に計上させていただきたく3月議会で提案、ご審議いただきたいというふうに考えております。なお、先ほどもお伝えしましたが、立地適正化計画の策定と都市計画道路の見直しにつきましては国の支援が受けられることになっておりますので、財源として国庫補助金を見込んでおります。補助率については2分の1以内というふうになっておりますが、初年度につきましては一定の要件を満たす自治体には最大550万円の定額補助が受けられるとされておまして、できる限り多くの財源ということを確保していきたいというふうに考えております。

最後、12ページですが、改定等に向けた体系図でございます。事務的な作業につきましては、地域振興課が担当しまして庁内策定委員会を設置しまして施策の調整をしていく、そして具体的な検討については作業部会という機関を設けまして具体的な検討を重ねていきたいなというふうに考えております。マスタープランの改定ですとか立地適正化計画策定後につきましては、北海道にその旨を通知することとなっているものでございます。

以上、簡単ではございますが、今後予定しております都市計画マスタープランの改定につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

小寺委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:48～16:15

工藤副委員長 11ページの事業費等というところなのですけれども、立地適正化計画の策定というのがあるのですけれども、例えば羽幌町の町の中のどの辺にそれを想定して考えているのか、そういうのはどうなのですか。

山田係長 現時点では、具体的に町のこの辺にというような想定というのはないのですけれども、これから策定に向けていく段階で検討を重ねていくことになるかと思います。

工藤副委員長 そうなると、道路の見直し検討という部分のこれからの作業でどの場所にこういう想定をして、そして道路はこういうふうにして直していくのだというこれからプランというか、計画を立てていくという、そういうことでいいのですか。

山田係長 立地適正化計画につきましては、これから2年間をかけて策定をしていくというものになるのですけれども、都市計画道路につきましては既に9路線の都市計画道路が決定されていますので、その道路をまた見直していくと、今のままでいいのか、それともまた別の部分が必要なのかだとかというところを見直しをしていくというふうになっています。

工藤副委員長 そうなると、例えば今現在の町内の町道であって、この町道はもう古くなって手直しが必要だという、そういう部分もこの都市計画のプランに入れるのだということになると、国からの補助というのはそれに当てはまるという考え方で……そういうことではないのか。

飯作課長 都市計画道路の見直しということで、現在位置づけられている都市機能を活用するための道路というのは、この路線は都市計画道路とかって規定されているのですが、それが新しく改定していくマスタープランの中でその位置づけがそのままでいいか変えていくべきかというところは検

討していきますけれども、具体的に傷んでいるので、ここを改修していただくとか、修繕していただくとか、そういった部分の計画ではないものですから、そこについてはちょっと、整備という言葉が直したりなんだりという言い方の整備とは違って位置づけるという考え方の計画ですので、具体的に手を施していくとかということとはちょっと違うのかなという意味合いで捉えていただければと思います。

工藤副委員長　いまい僕は理解がし難いのだけれども、都市計画マスタープランの改定というところで令和7年度325万6,000円予算として見るのだということになっていて、そして立地適正化計画の策定で756万8,000円というのがあるのですけれども、これって町のどの部分をどうするかとか、あるいは町全体の例えば今言った道路とか、そういう部分を新しくするのだという、そういう考え方なかったら漠然として計画だけ立てるのに予算だけこうやって立てたって何がどうなるのか全然僕は分からない。ただ数字上の紙上の都市計画を立てたって、どの部分をどうするのだというのがなかったら、物になっていかないのではないかなと。

小寺委員長　暫時休憩します。

(休憩 15:53～15:55)

小寺委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

飯作課長　今の今回の予算づけをしてこの計画を進めていく考え方という部分でございましてけれども、具体的にこうしたいのだとかというものがあって、そこにいろいろ計画を当てはめていくということであれば自前でやってということにもなるのですけれども、当然既存の今の計画はありますけれども、それを都市機能をどういうふうに位置づけていくとか、そういうところのまず着地点を模索するために住民アンケートですとか、いろいろな部分の分析ですとか、そういったものを経た上で出された結果でどういう計画に組み立てていくかという作業に入りますので、その前段のいろいろ情報収集ですとか、そういった部分におきましては当然我々だけでは限界がありますので、そういった部分については委託をしなが

ら進めていきたいということでの予算づけという考え方でございます。

工藤副委員長 よく分からない。これって国にこの計画を出すのですか、こういうふう
に計画を立てましたという。

飯作課長 報告先としては、町としては北海道ですけれども、そこに提出、報告し
ます。

工藤副委員長 提出して例えばそれでは補助金出しますよということになってから、そ
したらどこをどういうことをやっていくという、そういう流れになるの
か。

飯作課長 まず、都市計画マスタープランの改定に関しましては、策定は義務づけ
られていますけれども、かかる費用に関しては国の補助はありません。
ただ、併せて立地適正化計画ですとか都市道路の見直しの部分に手をかけ
るのであれば、その費用については国庫補助があるということで、
その部分は義務づけではありませんけれども、マスタープランを進め
ていく上ではやっぱり抱き合わせで進めたほうがいいだろうということ
なので、そこは国の補助を活用しながら進めていきたいという考え方で
ございます。

工藤副委員長 そうなると、国の補助を活用してやっていきたいということになるので
あれば、その前の段階で羽幌町としてはここをこういうふうにしてやっ
ていきたいのだというものがなかったら僕駄目なのではないかなと。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:59～16:05)

小寺委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

佐藤委員 今言っていたように、マスタープラン、これ道に例えばやった場合に全
ての市町村がプランニングがよくないよとか、これであれば国の考えて

いるあれとはちょっととかという蹴られる可能性もあるわけでしょう。

山田係長 今あるマスタープランというのは、基本的に北海道がつくっている区域マスタープランというのがあるのです。その区域マスタープランに即してつくっているので、基本的には考え方は一緒になっていると。道がつくっている区域マスタープランに合わせた形の……

佐藤委員 そしたら、何もうちらがプラン立てなくたって、何も上げなくても国はもう出来上がっていることでしょう、羽幌町はこういう形にすればいいのではないって。何も町がマスタープランを立てる前にその上にプランがあるわけなのだから、もう、それを個別にやるのがあれなのか、またこういうプランに入らないということもできるのでしょう。

飯作課長 道が作成している区域マスタープランにつきましては、具体的に羽幌町の細部にわたってこういうふうにするというものではございませんので、やっぱり道として北海道全体を見渡したときのある程度の指標レベルのもので、その指標に従って各自治体が自分たちの町のものをつくるということになりますので、道の計画があるから、それだけでということにはならないのかなと思います。

村田議長 ちょっと外れる質問というか、可能かどうかという話なのですけれども、もともとのマスタープランがあった時点のときにここに示されている区域が資料とかの斜線引いた田園ゾーンという、俗に言う水田地帯……

小寺委員長 何ページですか。

村田議長 これにページ書いていないけれども、全体構想という中に交通体系でもどれでもいいのですけれども、羽幌町で示されている築別まで行くこの中で、これ羽幌の町ですよ、ここの下、寿行ってずっと下へ、この線が防風林なのです。実は、前にも1回これ道のほうまで調べてもらった経緯があるのですけれども、この黄色い住居のゾーンから防風林側はほぼ水田地帯というのか、そういう地区で、この中でもそういうゾーンだというふうに示されているのです。これは、そこにいる農家の方々

からすごく要望があつて、水田のゾーンなのに市街地調整区域に入っているものですから、倉庫一つ建てるにしても何するにしても確認申請をしてちゃんと建てて最後登記をしてという縛りが実は市街地調整区域だと起こるのです。防風林から今度自分たちがいる中央地区になると、調整区域外になるのです。そうすると、その縛りが消えて実は自分のうちの家も登記もしていなければ、それは役場の側で後で問題なければ登記しなくてもいいですという回答があるのです。そういう部分でこれもう何年前かちょっと忘れたのですけれども、今度寿地区にいる農家の方々が俺たち納屋建てる、倉庫建てるといってもすごいのもよって言って、そして今実際に原野行ったら分かると思うのですが、防風林までのところは一番税金のかからないやつでいったら、ハウスのほうで大きいものを建てて白いビニール張ってという、そういうパターンなのです。何でといったら、大変だからという、何とかならないのということで役場に来て、建設課でなくて農林水産課行ったのかちょっと忘れたのですけれども、最終的にこれは道が決める決定なのでということで、そんな簡単にはならぬということで駄目だったのです。今回は、なるかならないかは別としても、非常にそういうことによって農業者が困っている部分があるものですから、もしできることであればそういうところは調整区域外にならないものかどうなのかというのはもう一回調べて、この変更する中でいくと関係ない部分なのですけれども、本当に農業者は困っていて、手前の人方みんな基礎造るような、そういう建物建てられないという非常に困ったことがあるので、マスタープランとはちょっと違うもので申し訳ないのですけれども、できるかどうか検討というか、要望で、すみません。

飯作課長 今議長おっしゃられていることは、理解いたしました。どういう形になるのか調べますし、調べた結果、できるものなのかできないものなのか、仮にできるものだとしてもそうすべきかどうかという判断もまた出てきますので、そこら辺は今どういうふうにするというのはお約束はできませんけれども、まず確認はさせていただきたいと思います。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) 一応委員会からとして聞いていただきたいなと思ったのですが、今後の進め方ということで、議会は最終

的には報告のみの矢印なのです。今回のように、いろんな意見等を聴取する機会というのが進め方の中には入っていないのかなというふうに思っているのですけれども、本当に報告だけということになると2年後にできましたという報告になると思うのですけれども、ほかの計画もそうなのですけれども、例えばその意見をパブリックコメントだとか、アンケートを議会がするものなのか、それともこういう場で町民の代表なり代理として意見を言う場があるのか、つくるべきなのかどうかも分からないのですけれども、ただこの進め方ではあくまでも報告だけなので、報告だけでいいのならこういう意見も出ないですし、それを求めているのか求めていないのか、その辺が今後議会、特にうちの委員会で扱うとなれば報告するだけの委員会になるのか、それともこういう質疑も含めた中で意見が出たときにどういうふうにしたらいいのかなと。あと2年間ある話なのですけれども、これからいろんなときに委員会としてどういうふうに関わっていったらいいのかなというものがもし今の段階であれば教えていただきたいのですけれども。

飯作課長 今の委員長のご質問ですけれども、12ページのほうにいろいろ体系図ということで書かせていただいて、その中に確かに議会との部分については報告という形になっていきますけれども、当然パブコメをして町民の声を聞いてという段階を踏みますので、町民の代表である議員の皆さんの意見というのは当然必要ですので、ただの報告ではなくて経過をお伝えした中で議員さんの意見もいただきながら進めていきたいというふうに思っています。

小寺委員長 それでは、ほかにご質問がないようですので、閉じたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。(異議なし。の声) それでは、以上で本日の総務産業常任委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。